

平成24年 壱岐市議会定例会 6月会議会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成24年6月20日 午前10時00分開議

日程第1	議案第59号	壱岐市暴力団排除条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第60号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第61号	住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第62号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第63号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第64号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	陳情第1号	壱岐市の壱岐市排水設備設置助成金交付規則の制度の改善を求める陳情	産業建設常任委員長報告 ・不採択 本会議・不採択
日程第8	陳情第2号	拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第9	発議第3号	拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第10	同意第5号	壱岐市固定資産評価員の選任について	市長 説明、質疑 委員会付託省略、同意
日程第11	同意第6号	壱岐市副市長の選任について	市長 説明、質疑 委員会付託省略、同意
日程第12	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第13	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第14	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員(18名)

1番 久保田恒憲君

2番 呼子 好君

4番 町田 光浩君

5番 小金丸益明君

6番 深見 義輝君	7番 町田 正一君
8番 今西 菊乃君	9番 市山 和幸君
10番 田原 輝男君	11番 豊坂 敏文君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（2名）

3番 音嶋 正吾君	12番 中村出征雄君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	堀江 敬治君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	後藤 満雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	小川 聖治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	土谷 勝君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。

中村出征雄議員、音嶋正吾議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第6号により、本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案4件を受理しております。

日程第1．議案第59号～日程第8．陳情第2号

議長（市山 繁君） 日程第1、議案第59号吉崎市暴力団排除条例の制定についてから、日程第8、陳情第2号拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情まで、8件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） それでは、総務委員会の審査報告をいたします。

平成24年6月20日、吉崎市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉崎市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記。議案第59号吉崎市暴力団排除条例の制定について、原案可決。

議案第60号吉崎市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

もう一件、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、吉崎市議会会議規則第138条の規定により報告いたします。

陳情第2号、付託月日、平成24年6月12日。件名、拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情。審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見、なし。措置といたしまして、意見書を提出するようにいたしております。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので申し上げます。

それでは質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第61号住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決。委員会意見、なし。

以上であります。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） 産業建設常任委員会の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第62号市道路線の認定について、審査の結果、原案可決。

議案第64号平成24年度苓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案可決であります。

続きまして、委員会審査報告、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第138条の規定により報告いたします。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見。

陳情第1号、付託年月日、平成24年6月11日。件名、苓岐市の苓岐市排水設備設置助成金交付規則の制度の改善を求める陳情。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、なし。

不採択とすべきものとなった理由について、下水道事業の経営健全のために規則を改正し、加入率の向上を図る陳情の趣旨は理解するが、下水道の普及促進を図る上で、漁業集落排水処理施設整備事業における排水設備設置助成金の対象期間を延長するということは、現在の制度の趣旨を理解され、期限内接続に御理解をいただいた方々との均衡が保てなくなり、今後の加入促進に支障を来すおそれがあるため。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。田原輝男予算特別委員長。

〔予算特別委員長（田原 輝男君） 登壇〕

予算特別委員長（田原 輝男君） 予算特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第63号。件名、平成24年度吉岐市一般会計補正予算（第2号）。審査の結果、原案可決。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第59号吉岐市暴力団排除条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第59号吉岐市暴力団排除条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第60号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第61号住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号市道路線の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第62号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第63号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第64号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号壱岐市の壱岐市排水設備設置助成金交付規則の制度の改善を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。よって、この陳情について採決いたします。陳情第1号壱岐市の壱岐市排水設備設置助成金交付規則の制度の改善を求める陳情について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立なしです。よって、陳情第1号壱岐市の壱岐市排水設備設置助成金交付規則の制度の改善を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第2号拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第9．発議第3号

議長（市山 繁君） 次に、日程第9、発議第3号拉致問題の早期解決を求める意見書の提出を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

提出議員（8番 今西 菊乃君） 発議第3号、平成24年6月20日、苓崎市議会議長市山繁様、提出者、苓崎市議会議員今西菊乃。賛成者、苓崎市議会議員榊原伸、久間進。

拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

拉致問題の早期解決を求める意見書（案）、平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、それ以降、5人の被害者の家族の帰還以外全く進展はない。北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待っている家族の苦痛は筆舌に尽くしがたく、さらに10年の歳月が経過した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実だ。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることはできていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日総書記が死亡した。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日総書記の責任を認めたくないためだった。その死は、後継者金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得るはずである。この機会をとらえて、金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきている。混乱事態に備えた救出作戦の準備を早急に完成させなければならない。

拉致問題は我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害であることは言うま

でもない。

政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年6月20日、長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） ただいまの今西議員の趣旨説明について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第3号拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで議案配付のため、しばらく休憩いたします。そのままお待ちください。

午前10時19分休憩

.....
午前10時20分再開

議長（市山 繁君） 再開します。

日程第10・同意第5号

議長（市山 繁君） 次に、日程第10、同意第5号壱岐市固定資産評価員の選任についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第5号の御説明を申し上げます。

壱岐市固定資産評価員の選任について、次の者を壱岐市固定資産評価員に選任する。本日の提出でございます。

住所、壱岐市勝本町仲触286番地。氏名、中原康壽。生年月日、昭和26年1月5日。

提案理由でございますけれども、固定評価員の選任については、地方税法第404条の規定により議会の同意を得る必要がございます。

御審議賜りまして御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 副市長、退席をお願いします。

〔副市長（中原 康壽君） 退場〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 固定資産評価委員については、副市長のようですけども、これは別に問題はないわけですね。その辺の説明だけをいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 御存じのように固定資産の評価につきましては、現実に現場に行くのは固定資産評価補助員という方が行かれます。そして、その代表者を決めるわけございまして、その固定資産評価補助員の意見を聞いて集約するという立場でございます。固定資産評価の一つの顔といいますか、代表者ということでございまして、各市の状況につきまして、担当部長から御説明をさせます。

議長（市山 繁君） 市民部長。

市民部長（川原 裕喜君） ただいま鵜瀬議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

ただいま市長が申しましたように、各市の13市の内容を昨日ちょっと調査いたしました。その結果、壱岐市は副市長、そしてほか13市の中で職員を7名、税務課長とか固定資産税課長とかいうのがございます。それとOBの方を1名、そして民間から1名、そして市長を2名、今対馬の市のほうがちょっと不在でございまして、まだ決定していないということで、そういう内容で13市の内容でございます。

先ほど言われますように、固定資産評価員プラス補助員の方が壱岐市で8名という内容で職員を入れております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第5号壱岐市固定資産評価員の選任については同意することに決定いたしました。

〔副市長（中原 康壽君） 入場〕

議長（市山 繁君） またここで議案配付のためしばらく休憩いたします。そのままお待ちください。

午前10時26分休憩

.....
午前10時27分再開

議長（市山 繁君） 再開します。

日程第11、同意第6号

議長（市山 繁君） 次に、日程第11、同意第6号壱岐市副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第6号の御説明をいたします。

同意第6号壱岐市副市長の選任について、次の者を壱岐市副市長に選任する。平成24年6月

20日提出 本日の提出でございます。住所、長崎県大村市東三城町16番19。氏名、山下三郎。生年月日、昭和36年6月17日。

提案理由でございます。副市長の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がございます。

次のページをご覧いただきたいと思っております。

同氏の経歴につきましては、このページを御参照願いたいと思っておりますが、同氏は昭和59年3月、長崎大学経済学部を卒業後、長崎県職員として採用され、これまで保健環境部県立病院課、総務部財政課などを初め、現在は産業労働部、産業人材課長として御活躍されております。豊富な行政経験と卓越した見識、そして人格等申し分なく、副市長として適任と考え、今回同意をお願いするところでございます。

担当職務といたしましては、主として病院部、保健環境部の健康保険部門と、これまでの経験を生かして職員の意識改革、また企業誘致等についても担当いただくことと考えております。

なお、任期につきましては、平成24年7月18日からの予定でございます。御審議賜りまして御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回の参考資料を見れば24年7月18日からということですけども、これあくまでも県からの出向という形で考えていいものかお尋ねをいたします。

また、在籍後の保健部と市民部と職員担当ということで、本庁に在籍と考えてよろしいのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 就任予定日が7月18日ということでございますが、実は県の課長でございますから、7月13日まで県議会があって外せないということでございまして、その後ということで、これはまた出向ということでなくて、7月17日に県職を退職して、18日にこちらに就任ということになります。

なお、県の将来を担う人材だということを県から伺っております。それから席につきましては、現在の副市長の横の席に並列で座っていただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 13番議員がちょっと質問したと思うんですが、任期の件ですね。これでは7月18日からになっていますけど、いわゆる何年とか、いつまでというのがないようですけど、それは今のところ決まっていんですか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） それは副市長の任期にうたってあるとおりでございます。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 任期にうたってあるとおりということではありますが、私としてはちょっと掌握しておりませんので。4年間ということですか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 一応4年間でございます。ただ、はっきり申し上げますが、先ほど申しますように、県の非常に優秀な職員ということで、原則はそうでございますけど、県から帰ってこいと、正直申し上げて言われたときは、お返しせないかんと思っておりますが、一応4年間ということをお願いをいたしております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） これも市長の人事案件なんで、人事については市長の専権事項なんで余り聞きたくないんですけど、今病院部長は中原副市長が病院部長のほう兼任されておりますけれども、病院部長についてはどうされるんですか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 近く専任を置きたいと思っております。

議長（市山 繁君） ようございますか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 専任ということは、新副市長、山下副市長が病院部長を兼務されるということでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 専任ということを申し上げました。専ら兼任ではないということ。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 言うことは、専任の病院部長を近々置くというふうに理解していいわけでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） そのように考えております。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略する

ことに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わり採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第6号壱岐市副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

またここで議案配付のため、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前10時35分休憩

.....
午前10時36分再開

議長（市山 繁君） 再開します。

日程第12・諮問第3号～日程第13・諮問第4号

議長（市山 繁君） 次に、日程第12、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第13、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し上げます。

これは人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、郷ノ浦町片原触の人権擁護委員、久田清文氏が平成24年9月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案するものであります。

諮問第4号につきましては、人権擁護委員、鳥巢修氏が平成24年9月30日をもって任期が満了となりますので、後任として勝本町立石仲触、松永敏之氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元の別紙参考を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。諮問第3号及び諮問第4号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び諮問第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから諮問第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。

これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定いたしました。

次に、諮問第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。

これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定いたしました。

日程第14．議員派遣の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第159条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については可決されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りいたします。

6月会議において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他の整理に要するものにつきましては、吉崎市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からあいさつの申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

6月5日から本日まで16日間にわたり、6月会議本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、また、さまざまな御意見、御指摘、御助言を賜り、まことにありがとうございました。

賜りました御意見等については、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、一昨日からの大雨によりまして、農地、農業用施設、また道路等、一部災害も発生しております。現時点では大きな被害等は発生しておりませんが、引き続き大雨等の発生も予想されるところでございます。今後も防災対策に万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、気象情報等には十分御注意いただくとともに、日ごろの備え等、再度御確認いただきますようお願いを申し上げます。

次に、現在国会で審議中の離島振興法の改正延長についてでございますけれども、去る6月15日にこの改正離島振興法が衆議院で可決したところであります。本日、参議院に上程される予定となっております。3時30分から開会される国会に上程をされ、そして可決成立の見通しでございます。本改正離島振興法につきましては、人流・物流の運賃低廉化等を初め、非常に充実した内容となっております。御尽力いただきました国会議員皆様、関係者皆様に対し、厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

今後、予算確保に向けて、全国138離島市町村の先頭に立って精いっぱい取り組んでまいります。

さて、本会議においても、さまざまな施策等について議論を交わしてまいりました。市民病院に関する事、特別養護老人ホームに関する事、長崎がんばらんば国体に関する事、離島振興、国境離島に関する事、観光、農業、漁業に関する事など、いずれも本市にとって極めて

重要な問題、課題であることは言うまでもございません。

先ほど2人目の副市長の選任につきまして御同意をいただきました。本当にありがとうございます。これらの課題の解決等を含め、さらなる市政の推進に向けて体制の強化を図ることができるものであります。

今後も壱岐市の振興発展に全力で取り組んでまいりますので、市民皆様、議員各位の御理解、御協力を賜りますよう節にお願いを申し上げます。

これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さも連日予想されます。市民皆様並びに議員各位におかれましては、節電にも十分取り組まれることと存じますが、健康には十分留意され、日々健やかに過ごされますことを心から御祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成24年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

以上で散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 町田 正一

署名議員 今西 菊乃